風しん抗体検査・予防接種費用の一部助成のお知らせ

～防ごう先天性風しん症候群～

風しんの感染対策として、風しん抗体検査・予防接種費用の一部助成を始めます。抗体検査は福岡県が行う助成事業対象外の方に助成します。

■対 象 者

福岡県が実施する風しん抗体検査に該当しない方のうち、上毛町に住民票がある以下の方が対象です。

①妊娠予定者(妊婦は除く)
②妊娠予定者及び妊婦の配偶者(パートナーを含む)または同居者(生活空間を同一にする頻度が高い家族など)
③その他町が認める者

※風しん予防接種は抗体検査実施後、抗体価が基準値未満の方が対象です。検査から原則120日以内に受けてください。

■助 成 額　一旦全額費用負担後、上限額まで助成します。

※ただし自己負担が助成金額未満の場合、自己負担額とします。

◎**風しん抗体検査**　6,000円(1人1回限り)
◎**風しん予防接種**　10,000円(1人1回限り)

風しんって何？

＊風しんは、風しんウイルスによって引き起こされる急性の感染症です。
＊感染しても無症状の人もいますが、発症する場合は2～3週間の潜伏期間の後、発熱、発疹、リンパ節の腫れといった症状があらわれます。

風しんは、先天性風しん症候群の原因になります

＊妊娠初期の女性が感染すると、出生児が先天性風しん症候群(難聴、視力障害、心臓の奇形など)を発症する可能性があります。
＊先天性風しん症候群の発生を防ぐためには、妊婦はもちろんのこと、妊婦の周りの方が風しんにかからないことが重要です。

★医療機関受診前に必ず子ども未来課に電話でお問い合わせください。

※申請手続きのために、少なくとも窓口に2回お越しいただくことになります。ご了承ください。(代理でも可)

●問い合わせ先　子ども未来課　町民健康係　TEL 72-3127(内線223、221)

町営住宅入居者募集について

町営住宅の入居者を次のとおり募集します。
入居を希望される方は期限内に住民課にお申し込みください。

団地名・場所	緒方団地(上毛町大字緒方387番地1)
募集戸数	1戸
家　　賃	所定の算出方式による
入居予定日	5月7日(火)

■入居者の決定方法　選考または抽選

■申込受付期間

4月1日(月)～15日(月)8:30～17:15(土・日を除く)

■入居者資格

(上毛町営住宅条例第5条及び第6条、同条例施行規則　第2条による)

1. 現に同居し、または同居しようとする親族があること。
2. 収入月額が158,000円以下であること。
   ※収入月額とは同居しようとする世帯全員の所得合計額から扶養家族の諸控除を差引き後の金額の12分の1です。
3. 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
4. 国税、地方税などを滞納していない者であること。
5. 暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
   (同居または同居しようとする親族も含む)

●申し込み・問い合わせ先

住民課　住民福祉係　TEL 72-3116(内線142)

林地等崩壊対策事業補助金のお知らせ

町では、平成31年度から林地等崩壊対策事業補助金を新設しました。

■補助対象事業

宅地などに隣接する林地などが崩壊、または崩壊する恐れのある箇所において宅地などの所有者が崩壊対策工事を実施する場合。

■補助対象者　町税に滞納のない方

※他人の土地に工事を実施する場合は土地所有者の承諾が必要です。

■補助対象工事などの種類及び補助金額

崩壊に伴う復旧工事(崩土撤去など)	工事費の1/2以内ただし50万円を上限とする。
崩壊防止対策工事(法面保護など)	

※補助対象工事に要する経費が5万円に満たない場合は補助金の交付は行いません。
※延長を分割するなど複数年にわたり補助は受けることができません。

■受付期間　4月1日(月)から

※補助金の総額が、予算額に達した時点で受付終了となります。

■注 意 点

補助を受けようとする方は必ず工事着工前に補助金の申請をしてください。着工後の申請は対象になりません。
また、施工業者との契約、施工管理などは申請者の方が責任をもって行っていただく必要があります。

●問い合わせ先

建設課　土木係　TEL 72-3159(内線191)

新婚世帯・子育て世帯の新生活を応援します

新婚世帯と子育て世帯の上毛町への移住定住を促進するため、新たに町内の民間賃貸住宅に入居する世帯に引越費用や家賃などの一部を補助します。

■対 象 者

①新婚世帯
・平成31年4月1日以降に婚姻した婚姻1年以内の夫婦
・年齢の合計が80歳未満の夫婦
・平成31年4月1日以降に転入または転居した夫婦
②子育て世帯
・小学生以下のお子さんがいる世帯
・平成31年4月1日以降に転入した世帯

※生活保護その他公的制度で家賃補助を受けている場合や町税などに滞納がある場合は対象となりません。
※この他にも要件がありますので、詳しくは企画情報課までお問い合わせください。

■補助金額など

対象経費	補助金額・期間など
初期費用	引越費用、敷金礼金などの賃貸借契約費用から住宅手当を控除した額 上限:112,200円(1回限り)
家　　賃	家賃月額から住宅手当を控除した額 上限:月11,220円(最長3年間)

●申請・問い合わせ先

企画情報課　企画情報係　TEL 72-3112(内線122)

「上毛町赤ちゃん祝金」のお知らせ

上毛町では、次代を担う子どもの誕生を祝福し、健やかな成長を願って「赤ちゃん祝金」を支給します。

■対 象 者

平成31年4月1日以降に出生された上毛町に住民票のある子ども

・出生時に町内に住民票のある支給対象児の父または母
・支給対象児の出生時において、1年以上上毛町に住所を有している父または母
※1年に満たない場合であっても、その期間が1年を経過したときは支給します。
※生活保護受給世帯及び町税、その他使用料などに滞納がある場合は、支給できません。

■祝金の額　第1子　5万円
　　第2子　7万円
　　第3子以降　10万円

■申請方法　申請に必要なもの
①支給対象児が記載された戸籍謄本
②振込先通帳の写し
③印鑑

■支給方法　申請書提出後、審査のうえ支給決定通知書を郵送し、指定口座へ振り込みます。

■申請期間　支給対象児の出生日から1年以内

■受　　付　子ども未来課

●問い合わせ先

子ども未来課　子育て支援係　TEL 72-3127(内線227)

障害者自動車運転免許取得費助成と身体障害者自動車改造費助成を開始します

平成31年度から、障がい者の就労等社会参加活動への推進を図ることを目的として、次の事業を開始します。詳細については、下記までお問い合わせください。

◎障害者自動車運転免許取得費助成

■対 象 者

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、普通自動車運転免許取得により社会参加が見込まれる方

■助 成 額

免許の取得に要した費用(自動車学校の授業料など)の3分の2以内(10万円を限度)

◎身体障害者自動車改造費助成

■対 象 者

身体障害者手帳をお持ちで、就労などのため、本人及び同居の親族が所有し、本人が運転する自動車の操向装置などの一部の改造を行う必要がある方
※所得制限があります。

■助 成 額

改造に直接要した費用(10万円を限度)

重度心身障害者等タクシー利用券の対象者と交付枚数を拡大します

これまで、社会活動範囲の拡大と日常生活の利便を図るため、身体障害者手帳1級の方にのみ、タクシー料金の一部を助成していましたが、平成31年度から対象者及び交付枚数の拡大を行います。

■対 象 者

①身体障害者手帳をお持ちの方で障がいの程度が1級または2級
②療育手帳をお持ちの方で障がいの程度がA
③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で障がいの程度が1級または2級
④特定疾患医療受給者証をお持ちの方
⑤上毛町在宅寝たきり老人等介護手当支給条例の規定により定める方
※施設入所者を除きます。

■交付枚数　年間24枚

※障がいの程度がじん臓機能障害1級で、かつ、人工透析治療を受けている方は年間48枚

■申請場所　長寿福祉課、たいへいの里(大平支所総合窓口係)、唐原コミュニティセンター

■必要書類

①印鑑
②対象者であることが分かる書類(身体障害者手帳など)

●問い合わせ先　長寿福祉課　福祉医療係　TEL 72-3188(内線166)